

# 営農情報 トレンド

最新の農業情報や肥料・資材などの新商品、さまざまな「営農」に関わるトレンドを営農アドバイザーがご紹介



## 農業政策要請で 肥料価格高騰対策が実現

(表1) JAふじ伊豆における国と静岡県の事業受付概要

項目	内容・条件等
対象者	農産物の販売実績がある生産者
対象肥料	令和4年6月から令和5年5月までに購入した肥料(本年の秋肥また、来年の春肥として使用する肥料)
生産者の参加要件	取り組みメニューより、 <b>化学肥料低減に向けた2項目以上の取り組み</b> ※実施期間:令和4年~令和5年末まで
秋肥の場合	支援額=肥料コスト増加分×70%(国)、15%(県) ※肥料コスト増加分=肥料購入費-(肥料購入費÷1.4(価格上昇率)÷0.9(使用量低減率))
支援金算出式	(例)肥料購入費100,000円の場合 国 20,634.92 × 70% → <b>支援額 14,444円</b> 県 20,634.92 × 15% → <b>3,095円</b> ↳ (肥料コスト増加分)

【事業内容】  
国と県の事業については、前年から増加した肥料価格上昇分の合わせて85%が補填される制度です(表1)。また、補助金を受け取るには表2の化学肥料を低減する取り組みを2つ実施する必要があります。今後春肥の申請を予定しています。

【事業の生かし方】  
今後の農業経営には、「肥料を過剰に施用しない」「有機質肥料の使用

肥料価格の高騰を受けJAグループは農政運動を展開し、政府は7月に「肥料価格高騰対策事業」(788億円)の措置を閣議決定しました。静岡県でも「肥料価格高騰緊急対策事業」の実施が決定しています。当JAにおいては、管内市町に対して働きかけ、多くの市町で補助制度が予算化されています。

各市町の対応はホームページを参照ください



(表2) 化学肥料低減にかかる取り組みメニュー

取り組みメニュー
ア 土壌診断による施肥設計
イ 生育診断による施肥設計
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
エ 堆肥の利用
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)
カ 食品残さなど国内資源の利用(エト以外)
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用
ク 緑肥作物の利用
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く)
ソ 地域特認技術の利用

※今後情勢が変わる可能性があります。必ず最新情報をご確認ください。

# 健康 百科

## 晴れた日は外でのんびり



静岡県農業団体健康保険組合  
保健指導担当課長・保健師  
いのうえ ともこ  
井上 朋子さん

早朝、寒さでブルブルとふるえることがありますね。ふるえは筋肉を小刻みに動かして熱を作ろうとしているから。そして血管を収縮させ、熱を外に逃がさないようにしています。血管が収縮すると、血液の流れが悪くなり酸素の供給が鈍って老廃物が溜まりやすくなり、こりや痛みの原因となります。血圧が上昇して血管に強い圧がかかり、血管の壁を傷つけ脳卒中の原因にもなります。

操作をしましょう。腕や足、肩などの関節をゆっくり回します。何をしたいかわからない場合は、ラジオ体操がおすすです。足腰の調子が悪い時は、いすに座って動かせる部位を動かします。衣服は寒いからと着こんでしまうと、動きが悪くなり、衣服が重なる箇所です。靴下や下着も締め付けたら、今後は薄くても暖かい衣類が多くありますね。

このまま読むと、寒い日は暖かい家の中でじっとしている方がいいように思いますよね。でも、体を動かさないとますます血液の流れが悪くなります。寒くても外に出て体を動かしましょう。

まず、動く前にストレッチ、柔軟体操をしましょう。腕や足、肩などの関節をゆっくり回します。何をしたいかわからない場合は、ラジオ体操がおすすです。足腰の調子が悪い時は、いすに座って動かせる部位を動かします。衣服は寒いからと着こんでしまうと、動きが悪くなり、衣服が重なる箇所です。靴下や下着も締め付けたら、今後は薄くても暖かい衣類が多くありますね。

# あれこれ 相談室 [年金編]



なんすん地区金融課  
のぞき るみ  
野崎 瑠実

Q 私には公的年金の受給者です。所得税等の確定申告は必要ですか？

A 公的年金は「雑所得」として課税の対象となっており、一定金額以上の年金を受ける場合は所得税等が源泉徴収されていますので、確定申告により税金の過不足を精算する必要があります。(公的年金の内、障害年金と遺族年金は非課税です)で、確定申告の対象外です)

ただし、次の①②のいずれにも該当する方は、確定申告は必要ありません。(年金受給者の「確定申告不要制度」)  
①公的年金等その全部が源泉徴収の対象となる場合(に限ります)の収入金額が400万円以下  
②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

確定申告不要制度の対象者であっても、公的年金等から所得税等を源泉徴収されている方で、生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除等を受けられる場合は、確定申告をすれば所得税等が還付されます。サラリーマンの給料に係る所得税等は勤務先で年末調整により精算されますが、年金受給者の確定申告はご自分で行わなければなりません。確定申告には「公的年金等の源泉徴収票」が必要で、毎年1月にご自宅に郵送されてきますので大切に保管ください。万が一紛失してしまった時は、基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤル(電話0570-051160)で再交付を受けてください。